

集団的自衛権は戦争する権利 行使容認に反対しましょう

日本は憲法9条で戦争を放棄しています。「戦争をしない国」で集団的自衛権（戦争をする権利）を行使できませんでした。しかし、安倍首相は憲法の解釈を変更して集団的自衛権を行使できるようにしようとしています。閣議決定で憲法を好き勝手に解釈できるのであれば、それはもう解釈改憲どころか、憲法無視、憲法破壊です。集団的自衛権が行使できるようになれば、日本は「戦争をしない国」から「戦争をする国」に変わってしまいます。

集団的自衛権を行使した後、どうなるの

安倍首相は、「日本人を救助・輸送している米国の船が攻撃された時、それを日本の自衛隊が守るためには集団的自衛権が必要だ」と強調します。でも、集団的自衛権というのは、日本が攻撃されていなくても他国の「防衛」戦争に参戦することだから、その本質は「自衛」ではなく「他衛」です。「自衛権」というのは本質をごまかすための名前です。安倍首相自身、「日本人が乗ってなくても助ける」「米国の船でなくても助ける」とどんどんエスカレートしています。結局何でもありなのです。

自国が攻撃されてもいないのに、軍事行動を起こす——集団的自衛権行使とはそういうことです。

しかも、米国の船を自衛隊が守るということは、「敵」と砲火を交えるということです。であれば、当然その後には自衛隊が攻撃されるし、さらに日本列島が攻撃にさらされてもおかしくない。安倍首相は、「日本人を守る」というカッコいい部分だけを取り出し、その結果何が起きるのかを隠しているのです。（裏面に続く）



毎日新聞より

リブ・イン・ピース☆9+25

TEL 090-5094-9483 (事務局 大阪)

<http://www.liveinpeace925.com/>

E-mail info@liveinpeace925.com

「限定的」ならいい？

安倍首相は「限定的に集団的自衛権を行使する」と強調しています。「限定的」ならいいのでは？と思う方もいるでしょう。(1) 我が国と密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われ、(2) その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、などの条件が「限定」だと言われています。しかし、「密接な関係」にしても、「重大な影響」にしても、とてもあいまいです。これに該当するかについては、「政府が総合的に勘案しつつ、責任を持って判断」する、というのです。これでは、「限定」にも歯止めにもなりません。「限定」というのは、世論を欺くためのイメージ戦略でしかないのです。



実際、集団的自衛権について審議してきた「安保法制懇」の一員である岡崎久彦氏が正直に語っています。(自衛隊の武力行使に歯止めがかからなくなるのでは?) 「歯止めは総理大臣です。それ以外にない」。(総理大臣が間違っただけのこと?) 「総理大臣を選んだ国民が悪い」。(テレビ東京「ニュースアンサー」より)

要するに、首相の腹づもり一つであって、それ以外の歯止めはないというのです。それによって自衛隊員が死のうが、日本が焼け野原になろうが、そういう判断をする首相を選んだのだから仕方ない、ということです。こんなことが許されるのでしょうか？

自民党・公明党に抗議・要請のFAX・メールを！

いま、自民党と公明党との間で、集団的自衛権を巡る与党協議が行われています。公明党は集団的自衛権解禁に反対していますが、妥協の姿勢を強めています。政府と自民党に「集団的自衛権解禁反対」の声を、公明党に「妥協するな！反対を貫け！」の声を送りましょう。

自民党 FAX : 03-5511-8855 (ふれあい FAX)

メール <https://ssl.jimin.jp/m/contact>

安倍首相 首相官邸 FAX : 03-3581-3883

メール https://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken_ssl.html

公明党 FAX : 03-3225-0207

メール <https://www.komei.or.jp/contact/>

党代表 山口那津男 (東京) FAX : 03-6551-0806